

改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）対応

明るく風通しの良い職場環境を実現し離職を防ぐ

ハラスメント

防止研修



2020年6月より改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行されました。改正パワハラ防止法は大企業に加えて、中小企業にも2022年4月から適用されていますが、社内でひとたびハラスメントの問題が起されば、社内外に動揺と影響を及ぼすことになるため経営としても重大なリスクと認識する必要があります。本セミナーでは、ハラスメントの事例を交えて、発生を防ぐための方法についても解説します。是非、ご参加下さい。

9月8日(月) 14:00～16:00開催

- ◆会場 大船渡商工会議所1階研修室
(大船渡市盛町字中道下 2-25)
 - ◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)
 - ◆定員 30名 (先着順) ◆対象者 中小・小規模事業者
- <お申し込み方法>

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAXにてお申込みください。

〈主催〉大船渡商工会議所

お問い合わせ TEL:0192-26-2141

講座内容

1. ハラスメントと労働施策総合推進法
2. パワハラ概念・類型・事例検討
3. 怒りとは何か？怒りが周囲に与える影響
4. 怒りを感じる理由と対策・対応方法
5. セクハラの種類
6. セクハラになりかねない発言と対応

講師

かすや こうすけ
粕谷 幸佑 氏 コーピングデザイン 代表



大学卒業後、自動車関連会社、社会保険労務士事務所を経てメンタルヘルス支援会社へ転職。様々なマーケットに対して、健康やメンタルヘルスに関するサービスの提案営業を行う。現在は研修講師として独立し、様々な団体様に対してこれまでの経験を活かした幅広い研修を実施。また、AHCグループ株式会社の就労移行支援事業所にてカウンセリングにも従事。

★是非お気軽に、下記より FAX にてお申込みください。↓

大船渡商工会議所 行

FAX: 0192-27-1010

申込日 2025年 月 日

事業所名		所在地	
TEL		e-mail	
受講者氏名①		受講者氏名②	